

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成27年6月26日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 申請のあった年月日  
平成27年5月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人あきたDreamway
- 3 代表者の氏名  
松橋 珠里
- 4 主たる事務所の所在地  
秋田県秋田市土崎港中央1丁目16番34号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、不特定かつ多数の者に対して地域環境を活用することにより、人材発掘、人との出会いによる新たな可能性の開拓の場を提案、提供し地域経済活性化、社会教育・まちづくりの推進、県内で活躍中の学術・文化・スポーツ選手の振興、環境の保全及び浄化、国際協力及び子どもの健全育成に関する事業を行い、公益の増進に寄与することを目的とする。

- 6 定款の変更内容
  - (1) 事務所
  - (2) 目的
  - (3) 特定非営利活動の種類
  - (4) 事業
  - (5) 種別
  - (6) 種別及び定数
  - (7) 職務
  - (8) 解任
  - (9) 報酬等
  - (10) 権能
  - (11) 表決権等
  - (12) 招集

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成27年6月26日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 申請のあった年月日  
平成27年6月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人あさかぜ未来
- 3 代表者の氏名  
藤井 俊鷹
- 4 主たる事務所の所在地  
秋田県秋田市大平台一丁目9番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、人的な国際交流の活発化に伴う誤解や弊害・齟齬等を除去し、日本人社会との協調関係の構築に努め

る。そのため国内外を問わず、健全な国際結婚を希望する者への支援・助力、並びに当該結婚家庭等に対する日常生活及び雇用機会の拡充等を総合的に支援する。さらに、我が国のいわゆる少子高齢化・核家族社会や企業の健全な経済活動等に資するべく、地域生活上・企業活動上の不便や不安・不都合の解消等のため、困り事相談その他関連事項について、その解決策の提案や助力を行う。以上をもって公益に寄与する事を目的とする。

6 定款の変更内容

- (1) 目的
- (2) 特定非営利活動の種類
- (3) 事業
- (4) 任期等